別表１　業種別分類表

１　物品の購入（分類１～２３）、印刷物の製造（分類２４～２７）又は印章の製造（分類２８）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類番号及び項目 | 例示品等 | 営業許可等 |
| １．家具・什器類 | 木製・鋼製家具、じゅうたん、カーテン等 |  |
| ２．文具・用紙類 | 文房具、ゴム印、用紙類 |  |
| ３．事務用機器類 | 事務機器、ＯＡ機器（ラミネーター、テープライター、パンチ、電卓等）、複写機、トナーカートリッジ、シュレッダー等 |  |
| ４．複写類・製本 | マイクロフィルム、青焼き（ジアゾ式複写）、上製本、簡易製本等 |  |
| ５．図書類 | 定期刊行物、書籍、雑誌、追録等 |  |
| ６．産業用機器類 | 特殊車両（ホイールローダー、除雪自動車、フォークリフト、農耕トラクタ、田植機等）土木建設機械器具（組立足場、給油ポンプ、除雪機等）農林業用機械器具（チェーンソー、穴掘機、耕耘機等）漁業用機械器具（２０トン未満の船舶、方位盤、操縦装置等）空調設備（エアコン、送風機、空気清浄機等）工作用機械器具（切断機、プレス機、ドリル、研削盤等）印刷機器（平版印刷機、製版機、紙自動断さい機等）組立ハウス、コンテナ等 |  |
| 分類番号及び項目 | 例示品等 | 営業許可等 |
| ７．電気・通信・写真機器類 | 電気機器（パソコン、電気スタンド、ＩＣレコーダー、家電製品等）、通信機器（ファクシミリ、電話機、無線用アンテナ、ビデオレコーダー等）、カメラ、写真用品、ＤＰＥ等 |  |
| ８．各種資材類 | 建材（建具、塗料、ブロック類、ワイヤー類等）、原材料（原木材、鉄鋼材、セメント、ガラス類、砂、凍結防止剤、コンクリート管等）、農林業用薬品・資材類（庭石、黒土、芝、種苗、飼料等）、工業薬品（火薬、工業用オイル、高圧ガス等）、設備用資材（フィルター、パイプ等）、ＬＡＮケーブル、電線、ＬＥＤライト等） | 採石、砂利肥料、農薬、動物、毒劇物、覚醒剤、火薬 |
| ９．機械修繕 | 各種機械の修繕 |  |
| 10．医療機器類 | 医療機器（電子体温計、心電計、医療用エックス線撮影カメラ、聴力検査機等）医薬品（検査薬、ワクチン、治療薬等）、医療用品（医療用ベッド、車いす等） | 医療、医薬、麻薬、毒劇物、覚せい |
| 11．教育・研究用機器類 | 教材（視聴覚機器、楽器、体育機器、標本、教材用ＣＤ等）研究機器等（光学機器、実験機器、分析機器、計量用計器、気象用計器、音響測定器等）動物等 | 計量家畜 |
| 12．自動車 | バス、バイクを含む |  |
| 分類番号及び項目 | 例示品等 | 営業許可等 |
| 13．自転車その他車 | 自転車、被牽引車、バケット車等 |  |
| 14．車両用品 | タイヤ、ワイパー、タイヤ交換具、車両洗浄機、車両用オイル、車両部品等 |  |
| 15．車両修繕 |  | 認証、認定、指定 |
| 16．車両燃料 | ガソリン、軽油、重油（船舶用）航空機用燃料等 | 石油、揮発油 |
| 17．暖房燃料 | 灯油、重油、ＬＰガス等 | 石油、液石ガス |
| 18．被服・繊維皮革類 | 被服（作業服、軍手、ゴム製品、靴鞄等）寝具（布団、マットレス、毛布等）その他一般繊維皮革類（ウエス、業務用テント、シート、ロープ等） |  |
| 19．日用雑貨・その他の物品 | 日用雑貨（時計、ワックス類、洗剤類、トイレットペーパー、ゴミ袋等）その他の物品（標識、交通安全施設、消火剤、看板、パネル、トロフィー、盾、のぼり、暗幕、陶磁器、厨具、ガラス製品、貴金属等） |  |
| 20．食料品類 | 生鮮・加工食品、食用油、菓子、飲料等 | 食品、米穀 |
| 21．クリーニング |  | クリーニング |
| 22．百貨店・総合商社 |  |  |
| 23．複写機の保守サービス | 清里町所有の複写機及びその付属品の点検・調整消耗品の供給に関するサービス |  |
| 分類番号及び項目 | 例示品等 | 営業許可等 |
| 24．平版印刷 | 一般の印刷 |  |
| 25．フォーム印刷 | 連続帳票、ＯＣＲ、ＯＭＲ等 |  |
| 26．地図印刷 |  | 測量 |
| 27．その他の印刷 | 凸版印刷、凹版印刷、オンデマンド印刷、ラベル印刷等 |  |
| 28．印章の製造 | 印章の製造 |  |

２　物品の賃貸借（複写機、電子計算機又は自動車に限る。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類番号及び項目 | 例示品等 | 営業許可等 |
| 29．複写機 |  |  |
| 30．電子計算機 | パソコン（周辺機器を含む）、ファクシミリ |  |
| 31．自動車 |  | レンタカー |

※「営業許可等」欄の許可、登録等を有する場合は、その写しを提出してください。

　なお、許可、登録等については「別表２　営業許可等一覧」を参照してください。